

制 度 名	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設	
税 目	相続税、贈与税	
要 望 の 内 容	<p> 持分のある医療法人において、 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出資者の死亡に伴い、相続人が出資持分に係る相続税を契機として出資持分の払戻しを請求すること ・ 相続人や出資者による出資払込額の払戻しと残りの出資持分の放棄に伴い、残存出資者がみなし贈与の課税を契機として出資持分の払戻しを請求すること <p> 等により、医業の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けることができるよう、持分のある医療法人のうち、持分のない医療法人への移行を検討する法人について、以下の特例措置を創設する。 </p> <p> （１）出資者の死亡に伴い相続人に発生する出資持分に係る相続税の納税を３年間猶予するとともに（※）、３年以内に、相続人を含めた出資者が出資持分を放棄し、一定の要件（相続税法第 66 条第 4 項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件と同様の要件とする。以下同じ。）を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。 </p> <p> ただし、次に掲げる場合は、相続人は、それぞれに定める額の猶予税額及び利子税（年 3.6%）を納付しなければならないこととする。 </p> <ol style="list-style-type: none"> ① ３年以内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかった場合 猶予税額及び利子税 ② 相続人が出資持分の払戻しを受け、当該払戻し相当額を基金として拠出する場合（基金拠出型医療法人へ移行する場合） 当該払戻し相当額に対応する猶予税額及び利子税 ③ 相続人や出資者が出資持分の払戻しを受け、又は譲渡を行った場合（②の場合を除く。） 猶予税額及び利子税 <p> （２）出資者や相続人が出資持分の全部又は一部を放棄した場合に残存出資者に発生するみなし贈与の課税の納税を３年間猶予するとともに（※）、３年以内に、残存出資者が出資持分を放棄し、一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。 </p> <p> ただし、次に掲げる場合は、残存出資者は、それぞれに定める額の猶予税額及び利子税（年 3.6%）を納付しなければならないこととする。 </p> <ol style="list-style-type: none"> ① ３年以内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかった場合 猶予税額及び利子税 ② 残存出資者が出資持分の払戻しを受け、当該払戻し相当額を基金として拠出する場合（基金拠出型医療法人へ移行する場合） 当該払戻し相当額に対応する猶予税額及び利子税 ③ 残存出資者が出資持分の払戻しを受け、又は譲渡を行った場合（②の場合を除く。） 猶予税額及び利子税 <p> ※ 相続人又は残存出資者が相続税又はみなし贈与の課税の納税猶予を申請する場合は、次の書類を添付することとする。また、猶予税額に相当する担保として、当該医療法人の出資持分等を提供することとする。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該医療法人の定款（「３年以内の持分のない医療法人への移行について検討すること」を定めたものに限る。） ・ 当該医療法人の持分のない医療法人への移行計画（移行の検討体制、担当理事、移行期間、各出資者の出資額・意向、調整スケジュール、移行法人類型見込み等） ・ 「３年以内の持分のない医療法人への移行について検討すること」「移行期間中は出資持分の払戻し請求及び譲渡を行わないこと」に関する相続人及び出資者の同意書 	
	減収見込額 （平年度）	▲ 360 百万円 （－）

新設・拡充又は延長を必要とする理由		<p>(1) 政策目的</p> <p>持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人や出資者による出資払込額の払戻しと残りの出資持分の放棄があっても、医業の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を安定的に提供する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>医療法人が地域住民に対し医療を安定的に提供するよう、持分のある医療法人について、非営利性を徹底した持分のない医療法人への円滑な移行を進める必要がある。</p> <p>平成 20 年度税制改正において、持分のない医療法人への円滑な移行を促進するため、相続税法第 66 条第 4 項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件の見直しが行われた。しかし、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行は、出資持分の放棄に関し、すべての出資者との調整に一定の時間を要するものであり、持分のない医療法人への移行を検討している途中で、出資者の 1 人が死亡することも考えられる。</p> <p>相続人が出資持分に係る相続税を契機として出資持分の払戻しを請求した場合は、医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、相続人が出資持分に係る相続税を納税した場合は、相続人が出資持分を放棄する可能性は大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないこととなる。</p> <p>また、相続人や出資者が出資払込額の払戻しを受け、残りの出資持分を放棄した場合には、残存出資者にみなし贈与の課税が発生するが、残存出資者がみなし贈与の課税を契機として出資持分の払戻しを請求したときは、医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、残存出資者がみなし贈与の課税を納税した場合は、残存出資者が出資持分を放棄する可能性は大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないこととなる。</p> <p>持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人や出資者による出資払込額の払戻しと残りの出資持分の放棄があっても、医業の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人へ移行できるようにするため、相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置を設ける必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>医療法人が地域住民に医療を安定的に提供するよう、持分のある医療法人について、非営利性を徹底した持分のない医療法人への円滑な移行を進める必要がある。本要望措置は、相続人や残存出資者が出資持分を放棄して、一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行した場合に、猶予税額を免除するものであり、税負担の軽減が相続人や残存出資者の受益につながるものではなく、妥当である。</p>	
	今	政策評価体系における位置付け	<p>(基本目標 I) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>(施策目標 1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>(1-1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
	の	政策の達成目標	持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人や出資者による出資払込額の払戻しと残りの出資持分の放棄があっても、医業の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を安定的に提供する。
	望	租税特別措置の適用又は延長期間	3 年間
に	同上の期間中の達成目標	本要望措置により、370 法人程度の持分のある医療法人が持分のない医療法人へ移行し、地域住民に対して医療を安定的に提供する。	
関			

	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・相続税法第 66 条第 4 項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件の見直し（平成 20 年度税制改正）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設等施設整備費補助金(22 年度要求額：451 百万円) ・医療施設等設備整備費補助金(22 年度要求額：831 百万円) ・医療施設運営費等補助金（22 年度要求額：3,667 百万円) ・医療提供体制推進事業費補助金（22 年度要求額：47,716 百万円) ・医療提供体制施設整備交付金（22 年度要求額：8,874 百万円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	医療施設の施設・設備の整備、医療施設の運営等に対し助成を行っているところであり、本要望措置が実現されることにより、医療提供体制のより安定的な確保に資するものである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—